

岩手県告示第15号

漁業法（昭和24年法律第267号）第131条第2項の規定により、野々浦久夫に対し、大吉丸（漁船登録番号IT3-47242）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

令和8年1月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 令和8年1月29日(木) 午後2時から
- 2 場所 大船渡市猪川町字前田6番地1 大船渡地区合同庁舎2階第1会議室